

令和5年第4回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年12月12日（火）午前10時開議

日程第1	議員提出議案 第3号	取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第2	議案第54号 議案第55号	取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について 取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第56号	取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第4	議案第57号 議案第58号 議案第65号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について 市道路線の認定について 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第60号 議案第61号 議案第62号 議案第63号 議案第64号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号） 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号） 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6	議案第66号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第10号）
日程第7	議案第67号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第8	議員提出議案 第4号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第9	請願第43号	保育士等の処遇改善に関する請願
日程第10	意見書案 第6号	さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書について
日程第11	意見書案 第7号	運転士不足解消のための財政支援を求める意見書について
日程第12	決議案第2号	国民健康保険税の減免措置の拡大を求める決議案について
日程第13	決議案第3号	イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求める決議案について
日程第14	議会運営委員会、 建設経済常任委員会、 デモテック戦略特別委員会の 中間報告の件	

令和5年12月11日

取手市議会議長
金澤克仁殿

議会運営委員会
委員長 佐藤隆治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議員提出議案 第3号	取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例について	否 決

令和5年12月6日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

総務文教常任委員会
委員長 岩澤 信

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第54号	取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第55号	取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第56号	取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第57号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第60号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号） （所管事項）	原案可決

令和5年12月7日

取手市議会議長
金澤克仁殿

福祉厚生常任委員会
委員長 関川 翔

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第60号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）	原案可決
議案第62号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第63号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第64号	令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第65号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決

令和5年12月8日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

建設経済常任委員会
委員長 染谷和博

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第58号	市道路線の認定について	原案可決
議案第60号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）	原案可決
議案第61号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決

議員提出議案第4号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年12月12日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

提出者 取手市議会議員 加 増 充 子

〃 〃 関 戸 勇

提案理由

国民健康保険の被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る被保険者均等割額を免除するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、市長は、国民健康保険の被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る被保険者均等割額を免除する。</u></p> <p>3 <u>第1項又は前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、<u>第1項第3号に掲げる者又は前項に規定する者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。</u></u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(未就学児である第1子を除く。)</u> <u>が属する世帯の者</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、<u>前項第3号及び第4号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>

4 (略)

付 則

1 から 14 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

15 及び 16 (略)

17 付則第 15 項の場合における第 25 条第 3 項の規定の適用については、同項ただし書中「第 1 項第 3 号に掲げる者又は前項に規定する者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす」とあるのは、「市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

3 (略)

付 則

1 から 14 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

15 及び 16 (略)

17 付則第 15 項の場合における第 25 条第 2 項の規定の適用については、同項ただし書中「前項第 3 号及び第 4 号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす」とあるのは、「市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第 25 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年12月7日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 関川 翔

請願審査報告書

本委員会は、令和5年11月29日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第43号	保育士等の処遇改善に関する請願	採 択	請願事項1について執行機関に送付し、その処理経過及び結果の報告を請求し、請願事項2について関係機関に意見書を提出

意見書案第6号

さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月12日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 福祉厚生常任委員会

委員長 関川 翔

さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書（案）

人口減少により労働力不足が深刻化している中、保育業界においても、子ども・子育て支援制度創設以来、加速度的に保育士不足が進んできています。特に茨城県南部の取手市は東京都・千葉県にも近く十分通勤圏内に位置するため、好条件の隣接地域への人材流出が深刻な問題になっていて、保育士、保育教諭や幼稚園教諭（以下「保育士等」といいます。）の空白地域とされています。

各施設では保育士等の人材確保のために、残業時間や持ち帰りの仕事削減のためにICTを導入して業務効率化を図ったり、保育者の業務負担軽減のために保育周辺業務を担当してもらう方を雇ったり、保育士の遠方からの受入れに対応するために職員寮を整備するなど、様々な対策を立て職場の労働環境の改善に努めてきました。

しかしながら、依然として人材不足は改善されず、各施設の対策や工夫だけでは限界にきています。

この状況にさらに拍車をかけているのが、近隣自治体が独自で行っている保育従事者支援措置です。東京都、松戸市、柏市等では、都や県の補助を受け自治体単独で処遇改善として月4万円を超える支給や家賃補助、奨学金返済支援等の様々なメニューを用意して保育士等を集めています。このような近隣自治体の諸施策により取手市をはじめ茨城県南部の人材が、千葉県・東京都に流れていき空白地帯となっているのが現状です。

卑近な例としては、千葉県では100名近く集まる就職説明会が、取手市や県南部の幼稚園・認定こども園連合会主催の合同就職説明会においては数名の参加者しかおらず、スタートの時点で茨城県が見向きもされていないことがよく分かります。また、取手市が行った保護者アンケートにおいても、保育士等が不足していることを心配する声も上がっています。

担当する保育士等が確保できないため、子どもの受入れができない施設もあり、保護者が子どもを預けられないという状況も出てきています。また何より、人材不足のため現職員に大きな負担とストレスがかかり、不適切保育や事故の原因にもなりかねない状況です。

少ない人材を奪い合うのではなく、保育士等が勤務したくなるような魅力のある施策が必要です。

子育て世帯が安心して子どもを預けられるような保育の人材を確保し、十分な子どもの受入れを実現し、安全に、質の高い保育を提供するために、認可保育施設に勤務する常勤保育士等の処遇改善等と人材確保は必要不可欠です。

以上のことから、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 国は、それぞれの地域で保育士等が格差なく、安心して勤務できるよう、各自治体の財政力に応じ、保育士等の処遇改善等の財政措置を講じること。
- 2 茨城県は、県外へ流出する人材を食い止め、保育の人員を十分確保するため、保育士等の処遇改善等に必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策） 茨城県知事

意見書案第7号

運転士不足解消のための財政支援を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年12月12日

取手市議会議長

金澤克仁殿

提出者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 加増 充子

運転士不足解消のための財政支援を求める意見書（案）

関東鉄道株式会社（本社：茨城県土浦市）は12月20日から、つくば市など茨城県内8市町を運行する路線バスを平日で8.5%減、土日祝日で6.1%減便すると発表しました。

背景には、全国の路線バス事業を取り巻くバス運転士の人材不足があります。

大きな原因は、過酷な労働条件（賃金・労働時間）にあります。2024年問題（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準『改善基準告示』改正）により、人材不足がより深刻になっています。

各自治体は、赤字路線のため廃止や減便された民間バス路線を補完する形で、バス会社に委託してコミュニティバスを運営してきましたが、バス運転士不足は自治体にも広がり、減便される事態になっています。憲法で保障されている移動の権利が脅かされており、民間バス会社の努力で改善されるような問題ではなく、国としての支援が求められています。

政府において、早急に、運転士の待遇改善も含めバス会社と自治体への財政支援を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣

決議案第2号

国民健康保険税の減免措置の拡大を求める決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月12日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 福祉厚生常任委員会

委員長 関川 翔

〔提案理由〕

子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援の観点から、国民健康保険税の減免措置の拡大を行う必要があるため、決議するものです。

国民健康保険税の減免措置の拡大を求める決議案

少子高齢化が進み、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、社会保険などの被用者保険には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、国保財政負担の在り方にも留意しながら、市の国民健康保険税における配慮の必要性について検討する必要がある。

令和5年第4回定例会に議案として提出された産前産後期間の保険税の減額に係る条例の一部改正を契機に、さらに子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援の推進を図る観点から、育児休業期間の財政的支援に配慮した減免措置の拡充及び18歳以下の被保険者の均等割額の減免措置の拡充について、取手市の子どもを産み育てる環境を整える必要性から、次の事項を求める。

- 1 国が育児休業を推進している状況を踏まえ、政令で定める産前産後期間における所得割保険税及び被保険者均等割保険税の減額（単胎妊娠の場合4か月間、多胎妊娠の場合6か月間）に加え、市独自の施策として減額の期間を延長し、単胎妊娠、多胎妊娠とも12か月間分を減額するなど、拡充を速やかに検討すること。
- 2 18歳以下の被保険者均等割額については、政令で定める未就学児第1子の50%減額に加えて市独自施策で未就学児以外の第1子についても50%減免、第2子以降100%減免としている現状をさらに拡充し、18歳以下の全ての被保険者について100%減免とすることを速やかに検討すること。

以上、決議する。

令和5年 月 日

茨城県取手市議会

決議案第3号

イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求める決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月12日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 関戸 勇

〃 〃 加増充子

〔提案理由〕

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ自治区・ガザ地区の人道危機は、深刻な状況となっており、この状況を一刻も早く止めるために、緊急な行動をとることが求められる。地方議会としても、ガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求めるため、本決議案を提出するものである。

イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求める決議案

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ自治区・ガザ地区の状況は「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」（ユニセフ）とも言われる深刻な危機に直面している。既にガザ地区にある家屋の半数以上が破壊され、約 220 万人の住民の約 80% が家を追われていると報道されている。国連のグテーレス事務総長は、12 月 6 日に国連安全保障理事会に書簡を送り、パレスチナ自治区・ガザの「人道的大惨事」を回避するため、全面的な人道的停戦を宣言するよう安全保障理事会に対し求めた。

今回のガザ危機の直接の契機は、10 月 7 日のハマスによるイスラエルへの無差別攻撃によるものとされているが、民間人を無差別に殺傷することは国際法違反であり、強く非難するとともに、ハマスに対し人質の即時解放を求めるものである。

しかし、いかなる理由があっても、イスラエルが「自衛権」を盾に、圧倒的な軍事力を行使した報復でガザ地区の難民キャンプ、病院への大規模攻撃などジェノサイド（集団殺害）を行うことは決して許されるものではない。

国連安全保障理事会は、11 月 15 日、「人道的な（戦闘の）一時休止」を求める決議を採択しており、各国政府と国際機関はガザ地区の深刻な人道的危機を一刻も早く止めさせるために緊急な行動をとることが求められている。

日本政府は、イスラエルに対し民間人を犠牲にする軍事行動を即時停止するとともに安保理決議を遵守するよう、また、イスラエル・パレスチナ自治政府の双方に対し停戦の交渉に応じるよう、外交努力を尽くすことを強く求めるものである。

令和 5 年 月 日

茨城県取手市議会

令和5年12月11日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

議会運営委員会

委員長 佐藤隆治

委員会中間報告書

本委員会において調査した事件について、会議規則第45条第2項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 議会基本条例の見直し
- 2 調査の経過 令和5年5月19日、8月28日、10月16日、11月6日、
11月24日
- 3 意見 議会基本条例の条文のうち17項目について検証シートを作成し、現在の取組や課題について検証を行った結果、取組の検討・改善が必要とされた項目について協議結果をまとめた。詳細は別紙のとおり。

取手市議会基本条例検証シート

1 検証の結果、取組・改善の必要性があったもの

(7項目・いずれも条例改正の必要性までは認められなかった。)

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民の代表としてふさわしい品位を保ち、常に研さんに努め、取手市政治倫理条例（平成26年条例第9号）を遵守すること。
- (2) 議員による積極的な条例提案を行うよう努めること。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 議会活動について、市民に対して積極的に情報を伝えるよう努めること。

条 文	第4条第2号
課 題 等	<ul style="list-style-type: none"> ・この項目に対する議員自身の意識や考え方について ・条例の提案のみにかかわらず、条例や規則等の見直しなども含めてよろしいのではないか。 <p><u>以下は条文案</u> 議員による積極的な条例等の提案および検討を行うよう努めること。</p> <p style="text-align: right;">(創和会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例提案が必要であるという認識に至っていない。 <p style="text-align: right;">(無党派クラブ)</p>
取組・改善の必要性	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	当市議会は、委員会を中心に活動しており、条例提案の必要があれば、常任委員会において検討し取り組んでいく方向性とする。
条例改正の必要性	あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし
条例改正の内容・方向性	

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民の代表としてふさわしい品位を保ち、常に研さんに努め、取手市政治倫理条例（平成26年条例第9号）を遵守すること。
- (2) 議員による積極的な条例提案を行うよう努めること。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 議会活動について、市民に対して積極的に情報を伝えるよう努めること。

条 文	第4条第4号
課 題 等	個人の活動も大事だが、チーム議会としての情報発信にもっと力を入れるべき。 (無党派クラブ)
取組・改善の必要性	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	上記の課題等に加え、委員会活動においても市民への情報発信に取り組む姿勢や発信媒体等を、今後検討していく。
条例改正の必要性	あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし
条例改正の内容・方向性	

(議会と市長等との関係)

第7条 議会審議における議員と市長等との関係については、品格、冷静を基調とする緊張関係を保持するものとする。

2 本会議及び委員会における質疑及び質問は、一問一答の方法で行い、論点を明確にしなければならない。ただし、本会議における質問について、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

3 市長等及び市長等から委任を受けた者は、本会議において、議員の質問に対して反問することができる。

4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し資料請求を行うことができる。

条	文	第7条第2項
課	題	一問一答で良いのではないか。 (公明党)
取組・改善の必要性		<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性		一問一答方式、一括質問方式の選択についてはこれまでどおり選べる権利を残しておく形で進めていく。ただし、一括質問方式を一問一答方式にしたとしてもやりづらいということもなく、また、聞いている側には分かりやすいとの意見もあり、その点も考慮しながら今後の検討課題とする。
条例改正の必要性		あり ・ <input type="radio"/> なし
条例改正の内容・方向性		

(討議等の原則)

第11条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たり、議員間の公平で自由な議論を尽くすため、本会議における議員の討論については、賛否を明確にし、一議題につき3回まで行うことができることとする。

2 議会は、原則として、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとする。

条 文	第11条第1項
課 題 等	今までの討論内容を聞いていると3回の討論は必要ないのではないか。 (みらい)
取組・改善の必要性	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	これまでどおり1議題につき3回までの討論により実施していく。ただし、討論により相互の理解を深め、より内容の濃い討論になるよう、個々の質の向上に取り組んでいく。
条例改正の必要性	あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし
条例改正の内容・方向性	

(会派)

第14条 会派は、2人以上により結成された議員の団体とする。

2 会派について必要な事項は、取手市議会会派規程（平成22年議会訓令第2号）で定めるものとする。

条 文	第14条第1項
課 題 等	<p>・会派は2名だと全てにおいて有利になる。 (公明党)</p> <p>・会派制を廃止すべき。会派制を採用しているため、合意形成過程が不透明。会派内で、賛否が分かれる場合が非常にまれなため、市民には個人の意見が分かりづらい。市民は、議員個人に投票しているのであって、会派に投票しているわけではない。 (無会派クラブ)</p>
取組・改善の必要性	<p><input checked="" type="checkbox"/>あり</p> ・ なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	条文の改正は行わないものの、会派制については議論する事項が多いと考えられることから、今後の検討課題とする。
条例改正の必要性	あり ・ <input checked="" type="checkbox"/> なし
条例改正の内容・方向性	

(議会広報の充実)

第20条 議会は、議会だより、市議会ホームページ等の多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

条 文	第20条
課 題 等	事務局に頼るばかりでなく、議員自ら広報活動に携わる必要性について (創和会)
取組・改善の必要性	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	現在、議会だよりは議会事務局を中心に作成している。今後の広報活動については強化策を検討課題として進めていく。
条例改正の必要性	あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし
条例改正の内容・方向性	

(条文の追加)

条 文	※新たな条文の追加
課 題 等	議会モニター制度の導入の検討 (みらい)
取組・改善の必要性	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	議会モニター制度の研究も含め、改選後の議会運営委員会の中で時間をかけて議論し、条文の追加の要否も含め検討していく。
条例改正の必要性	あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし
条例改正の内容・方向性	

2 検証の結果、引き続きこれまでと同様に取り組んでいくこととしたもの
(10項目／検証を行った条項及び出された課題等のみを記載)

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。

(2) 政策提案権を積極的に活用することができるようにすること。

(3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。

(4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。

(5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。

(6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条	文	第3条第2号
課	題	等
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長提出議案の審査に重点が置かれている。 ・ 一般質問項目を取り上げ、委員会等で政策提案につなげることも必要 <p style="text-align: right;">(無党派クラブ)</p>

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。

(2) 政策提案権を積極的に活用することができるようにすること。

(3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。

(4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。

(5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。

(6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条	文	第3条第3号
課	題	等
		<p>・ 市長その他の執行機関（市長等）との自由かつ達な討議は行われていないと考える。</p> <p><u>以下は条文案</u></p> <p>意思決定に当たって、議員間の自由かつ達な討議、市長等への質疑等を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。</p> <p style="text-align: right;">(創和会)</p> <p>・ 会派での討議を経た結果になっており、市民の見える場で討議されていないのではないか。</p> <p>・ 会派ごとの意見表明が中心で、討議しても結論が変わらない。自由かつ達な討議にはならない。</p> <p style="text-align: right;">(無会派クラブ)</p>

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。
- (2) 政策提案権を積極的に活用することができるようにすること。
- (3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。
- (6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条	文	第3条第4号
課	題	意見交換会等から得た市民の意見を政策提案につなぐことが必要 (無党派クラブ)

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。

(2) 政策提案権を積極的に活用することができるようにすること。

(3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。

(4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。

(5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。

(6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条	文	第3条第5号
課	題	議会としての具体的な取り組み (公明党)

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議会は、市民と多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。
- 3 議会は、請願を政策提案として受け止め、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における当該請願に係る質疑が終結するまでの間に請願の代表提出者又は代表提出者から委任を受けた提出者（以下「代表提出者等」という。）から発言の申出があったときは、特別の理由がない限り、委員会において代表提出者等の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 4 委員会の委員長は、傍聴人から発言の申出があった場合において、必要かつ適当と認めるときは、委員会に諮り傍聴人の発言を許可することができる。ただし、前項の規定により請願に係る意見を述べた代表提出者等は、当該請願について傍聴人として発言することはできない。

条	文	第5条第1項
課	題	等 ・賛否の理由を表明すべき。特に反対の場合は、説明責任を果たすべき。 ・会派ごとに賛否を決めていることの弊害ではないか。 (無党派クラブ)

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、市民と多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

3 議会は、請願を政策提案として受け止め、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における当該請願に係る質疑が終結するまでの間に請願の代表提出者又は代表提出者から委任を受けた提出者（以下「代表提出者等」という。）から発言の申出があったときは、特別の理由がない限り、委員会において代表提出者等の意見を聴く機会を設けなければならない。

4 委員会の委員長は、傍聴人から発言の申出があった場合において、必要かつ相当と認めるときは、委員会に諮り傍聴人の発言を許可することができる。ただし、前項の規定により請願に係る意見を述べた代表提出者等は、当該請願について傍聴人として発言することはできない。

条	文	第5条第3項
課	題	等
		・ 条例を読んだだけでは分かりづらい。 (公明党)
		・ 第3章 市民と議会との関係（市民参加及び市民との連携）とあり、請願と同様陳情も扱うことが必要である。 (日本共産党)

(意見交換会)

第6条 議会は、市民との対話と報告の場として、意見交換会を年1回以上行うものとする。

2 意見交換会に関する事項は、別に定める。

条	文	第6条第1項
課	題	等
		<ul style="list-style-type: none">・意見交換会の目的の見直しが必要ではないか。市民が、意見交換会に何を求めてきているかを、考えるべき。・現状を理解することにとどまらず、それがどう政策提案につながるかを確認したい。・議員の考えを確かめたい。 それに応える姿勢を見せる必要があるのでは。 (無党派クラブ)

(議会と市長等との関係)

第7条 議会審議における議員と市長等との関係については、品格、冷静を基調とする緊張関係を保持するものとする。

2 本会議及び委員会における質疑及び質問は、一問一答の方法で行い、論点を明確にしなければならない。ただし、本会議における質問について、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

3 市長等及び市長等から委任を受けた者は、本会議において、議員の質問に対して反問することができる。

4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し資料請求を行うことができる。

条	文	第7条第4項
課	題	等
		いつでも資料請求ができるで良いのでは。 (公明党)

(市長による政策形成過程の説明)

第8条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項に関し説明を求めるものとする。

(1)政策等を必要とする背景

(2)提案に至るまでの経緯

(3)市民参加の実施の有無及びその内容

(4)他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討

(5)総合計画における根拠又は位置付け

(6)政策等の実施に係る財源措置

(7)将来にわたる政策等の費用及び効果

条	文	第8条
課	題	等
		(1)～(7)のいずれかに該当しているのに、議長、委員長に質疑の変更や取り下げを求められることがある。 (無会派クラブ)

(会派代表者会議)

第15条 会派代表者会議について必要な事項は、取手市議会会派代表者会議規程(平成22年議会訓令第3号)で定めるものとする。

条	文	第15条
課	題	等
		会派制を廃止すべき。 (無会派クラブ)

令和5年12月11日

取手市議会議長
金澤克仁殿

建設経済常任委員会
委員長 染谷和博

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条第2項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事件名

所管事務調査「都市整備部の所管に関する事項」（公共交通について）

2 調査の経過

年月日	調査の内容
令和4年 9月9日	令和4年5月14日に開催した市民との意見交換会において、デマンド交通に関する要望が出されたことを踏まえ、千葉県柏市に視察を行うことを決定。
11月2日	千葉県柏市への行政視察を実施。
12月14日	閉会中の委員派遣要求を決定。（山形県南陽市・福岡県嘉麻市）
12月28日	閉会中の委員派遣要求を決定。（三重県三重郡菰野町）
令和5年 1月23日	山形県南陽市への委員派遣を実施。
1月24日	
1月30日	福岡県嘉麻市への委員派遣を実施。
1月31日	
2月8日	三重県三重郡菰野町への委員派遣を実施。
2月9日	
9月12日	公共交通機関のデマンドに関する有識者の意見をいただくため、参考人として拓殖大学名誉教授の秋山義継氏を委員会に出席要求することを決定。
9月25日	参考人の拓殖大学名誉教授の秋山義継氏から意見をいただき、執行機関への提言事項に関し委員間討議。
11月7日	委員会において執行機関に現状確認し、委員間討議を行った上で、執行機関への提言事項を決定。

3 中間報告

別紙のとおり提言することに決定しました。

公共交通空白地域の解消に向けた提言書

建設経済常任委員会では、市民との意見交換会において、コミュニティバスの運行ルートの変更により、病院や買い物に行く際に多大な負担が生じている旨の意見を市民の皆様からいただいたことを契機として、本市における公共交通空白地域の解消に向けた施策を調査するため、令和4年度には、千葉県柏市、山形県南陽市、福岡県嘉麻市、三重県三重郡菰野町に、オンラインも活用しながら、効果的かつ効率的に先進地視察を行いました。

令和5年度には、「公共交通とまちづくり」をテーマに開催した議員研修会の講師としてお招きした拓殖大学名誉教授の秋山義継先生に、委員会の参考人としても出席していただき、公共交通機関のデマンドに関し、専門的な見地から御意見をいただきました。

自動車運転業務の時間外労働の上限規制が改められることにより生じる、いわゆる2024年問題が目前に迫り、運転業務の担い手不足により、公共交通空白地域の更なる拡大が懸念される状況にあります。

これらの調査結果や社会環境等を勘案し、当委員会として、本市における公共交通空白地域の解消に向けた施策について、執行機関への現状調査を行い、委員間で討議を重ねた結果、下記の事項について提言します。

記

- 1 全てを整備するには時間もかかり財政負担も大きいので、まずは試行的に乗り合いタクシーを公共交通空白地域に導入すること。
- 2 学校、障害者福祉施設、介護施設等への送迎に使用されている車両について、空き時間等を有効活用できないか、現状調査を行うこと。
- 3 国土交通省が行っているAIオンデマンド交通の公募に参加を検討すること。
- 4 移送サービスとの連携を図ること。

令和5年12月11日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

デモテック戦略特別委員会
委員長 落合 信太郎

委員会中間報告書

本委員会に付議された事件について、会議規則第45条第2項の規定により、下記のとおり中間報告いたします。

記

1 審査事件名

- ・デモテック宣言に基づく四者連携協定事業に関する事。
- ・ICTを活用した議会運営・活動、議員活動に関する事。

2 審査の経過

設置後、20回開催。

回	開催年月日	審査内容
第1回	令和2年 9月4日	・正副委員長の互選。委員長に落合信太郎、副委員長に海東一弘が就任。また、次回の委員会への参考人の出席要請を協議。
第2回	9月15日	・参考人として、地域経営推進センター代表理事の中村 健氏、東京インタープレイ株式会社代表取締役社長の米田英輝氏、早稲田大学マニフェスト研究所ローカル・マネージャーの長内紳悟氏（いずれも肩書は開催年月日時点の内容。以下同じ。）に出席いただき、デモテック戦略行動計画について討議するとともに、3日間かけてオンラインを活用した模擬議会を開催することを決定。
第3回	9月23日	・オンラインを活用した模擬議会の運営について協議。
第4回	10月27日	・3日間にわたり行ったオンラインを活用した模擬議会を踏まえ、課題の調査方法について協議。
第5回	令和3年 1月20日	・オンライン議会の課題調査の手法について協議。
第6回	2月9日	・オンライン議会の課題調査として、見直しが必要と考えられる取手市議会会議規則の条項について協議。（オンライン開催）

第7回	2月18日	・オンライン議会の課題調査として、見直しが必要と考えられる取手市議会会議規則及び取手市議会基本条例の条項について協議。(オンライン開催)
第8回	3月11日	・オンライン議会の課題調査として、見直しが必要と思われる取手市議会会議規則の条項について協議。(オンライン開催)
第9回	3月26日	・オンライン議会の課題調査として、見直しが必要と思われる取手市議会会議規則の条項について協議。
第10回	4月9日	・オンライン議会の課題調査として、見直しが必要と思われる取手市議会会議規則の条項について協議。
第11回	5月19日	・完全オンライン用の新しい会議規則素案に基づき、その調査検討過程において出された主な課題を実際の運営で解決することを目的として同日に開催されたオンライン模擬議会の内容を踏まえ協議。(オンライン開催)
第12回	6月22日	・オンライン模擬議会実施後の課題、オンライン委員会における表決と運営の課題について協議。(オンライン開催)
第13回	12月6日	・オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書について、滋賀県大津市議会と同時に同趣旨の意見書を共に提出することを委員会で可決。
第14回	12月20日	・参考人として、地域経営推進センター代表理事の中村 健氏、東京インタープレイ株式会社代表取締役社長の米田英輝氏、早稲田大学マニフェスト研究所ローカル・マネージャーの長内紳悟氏に出席いただき、オンライン会議規則の検証を実施。
第15回	令和4年 1月25日	・360度カメラを用いたオンライン委員会のインターネット配信状況等の確認のための模擬委員会及びZoom投票機能による議場内選挙の模擬を実施。(オンライン開催)
第16回	3月11日	・オンライン本会議を可能とする会議規則の検証及びZoom投票機能による議場内選挙の模擬を実施。(オンライン開催)
第17回	令和5年 3月16日	・オンライン議場内投票システム改良版のデモンストレーション実施日及び参考人の出席要請を協議。
第18回	4月7日	・参考人として、地域経営推進センター代表理事の中村 健氏、東京インタープレイ株式会社代表取締役社長の米田英輝氏、早稲田大学マニフェスト研究所ローカル・マネージャーの長内紳悟氏に出席いただき、オンライン本会議における投票システムによる模擬投票を実施。
第19回	9月7日	・これまでのデモテック戦略特別委員会の取組を市民に報告するデモテックフォーラムを市民との意見交換会と合同で実施することを決定。

第 20 回	12 月 5 日	・令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会において実施したデモテックの取組についての報告を受けて頂いた意見や要望の調査及び投票システムによる模擬投票を実施。
--------	----------	---

3 中間報告

取手市議会は、令和 2 年 6 月 15 日に、早稲田大学、社団法人地域経営推進センター、東京インタープレイ株式会社、取手市議会及び同市議会事務局の四者で、デモテック（※）宣言を行い、また同年 7 月 5 日にはその四者で「新しい民主主義の手法を構築するチャレンジ連携に関する協定」、いわゆるデモテック連携協定を締結しました。

本委員会は、このデモテック宣言に基づく四者連携協定を踏まえ、当該戦略方針や事業運営等を調査研究し、効率的に全議員によるデモテック会議が進行されるよう、より専門的に進めていくため設置を求める決議が令和 2 年 9 月 4 日になされたことを契機に設置されました。

そして、本委員会においては、次の取組や課題抽出を行ってまいりました。

- (1) デモテック戦略行動計画
- (2) 完全オンライン・一部オンライン模擬議会を開催。議場に集まることなくタブレット、オンライン会議ソフトウェア（Zoom）を使用して、定例会の議会運営を実施し、その効果や各種課題を見出すために実施
- (3) オンライン議会の課題調査。課題として秘密会でのセキュリティや秘匿性の確保が挙げられた。
- (4) オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書を提出
- (5) 360 度カメラを用いたオンライン委員会インターネット配信状況等確認のための模擬委員会実施・Zoom 投票機能による議場内選挙の模擬を実施
- (6) オンライン本会議を可能とする会議規則の検証
- (7) オンライン本会議における投票システムによる模擬投票。課題として議員以外の者の氏名を記載する投票を行う場合の対応が挙げられた。
- (8) 市民との意見交換会にてデモテック戦略（オンラインを活用した議会）の取組報告

未だオンライン本会議の実現につながる地方自治法の改正までには至っていないものの、令和 4 年 12 月 28 日に第 33 次地方制度調査会から岸田内閣総理大臣に対し答申された「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」では、議会のデジタル化の項目が設けられ、議会へのオンラインによる出席に関する検討について記載されました。また、その第 33 次地方制度調査会での議論等を踏まえ、令和 5 年 2 月には総務省から通知（技術的助言）が出され、所要の手続を講じることで欠席議員がオンラインによる方法で質問をする道が開かれました。

加えて、これまでの技術的な面で課題となっていた選挙についても、タブレット端末やノートパソコン等を用いた投票システム機能の開発・検証が進められています。

残された課題としては、秘密会を開く議決があった場合の秘密性の担保をどのように行うかが挙げられます。また、本会議については、「現に議場にいるという意味での出席」を原則として堅持した場合のオンライン出席との法的な整合性や、議場という「場」とらわれないオンライン本会議を実施した場合における会議規則の条項の文言や解釈の整理についても、地方自治法の改正の議論とも関連し、引き続き課題として残っている状況です。

以上、本委員会における取組や課題を述べ、中間報告といたします。

※ デモテック (DemoTech)

I C TやA I 技術、テクノロジーを活用した多様な主体の参加と集合知により、民主主義をアップデートしようとする運動のことで、Democracy (民主主義) に Technology (技術) を掛け合わせ、「DemoTech (デモテック)」という造語で称したもの